

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外予備変電所内において、屋上のルーフトレンファンネルに詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
2	1号機	循環水配管電気防食装置において、電位異常（Z-13）の故障表示が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
3	1号機	計装用空気系空気圧縮機（B）アフタクーラー圧力計において、指示不良が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
4	2号機	廃棄物処理系廃液ろ過器の点検時、内胴フランジ及び上蓋フランジのライニング全周に剥離が認められたため、当該部のライニングを修理	D	
5	2号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器（B）の点検時、胴内部より異物（パッキン片・ゴムシート片・チューブ片等）が発見されたため、異物を回収	D	
6	3号機	ほう酸水注入系ポンプ（B）において、シリンダーボックス下部ににじみ（1滴/分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	燃料交換機用計算機磁気テープ装置の機能確認時、書込エラーが認められたため、当該磁気テープ装置を交換	D	
8	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器給液ポンプシール水弁において、開閉表示ランプの誤表示（両点灯）が認められたため、弁開閉表示用リミットスイッチを点検・調整	D	
9	6号機	中央制御室漏洩監視盤において、「東側屋外トレンチ（油、スチーム処理建屋側）」の漏えい警報発生が認められたため、当該部の点検・清掃	D	
10	6号機	火気作業において、火気養生完了時に初回立会としてその都度確認を行っているが、マニュアルの記載のうち、立会の実施時期及び立会内容が不明確なことが認められたため、当該マニュアルを是正	B	
11	6号機	東側屋外油、スチームドレン移送配管のベント配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
12	集中環境施設	廃棄物処理系除染廃液収集ポンプ（B）において、吐出圧に異常が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
13	その他	管理型産業廃棄物最終処分場トラックスケールにおいて、計量時に重量指示計等に動作不良が認められたため、当該計器を修理	C	
14	その他	溶接管理審査において、溶接事業者の品質管理体制が指針の品質管理責任者の職務の兼務に関して適合していないことが認められたため、対応検討	B	
15	その他	管理型産業廃棄物最終処分場脇のU字溝より、アルカリ性の湧き水が確認されたため、原因を調査及び対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。  
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで